

平成 20 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

平成20年度事業計画

国内で36年ぶりとなる馬インフルエンザの発生は、緩やかな回復基調にあった地方競馬の売上動向にも、一時的に冷水を浴びせるかたちとなったが、その後の持ち直し傾向をみれば、ここ数年の各主催者の事業改善への取り組みの方向が正しかったことを示唆している。しかしながら、回復度合いに地域差があり、依然として予断を許さない状況が続いている。

このような状況下、平成20年1月の改正競馬法施行をもって、地方競馬全国協会は地方共同法人として新たな一步を踏み出した。新法人は、前回の改正で示された改革をさらに進展させ、各主催者の収支改善と地方競馬の活性化を一層支援していくことを最大の使命と捉え、新たに規定された「競馬の開催に関する調整及び助言」、「共同利用施設の設置等」及び「競馬の実施に関する事務の委託」等の業務について地方競馬活性化会議及び運営委員会を通してその実効性の確保を図っていく。

さらに、協会は従前にも増して各主催者の視点に立った、地方競馬全体の活性化に資する業務を重点的に支援し、全国的な見地からファンのニーズに即した競馬を提供できる施策を推進していく。

これらの業務に加えて、競馬の公正かつ円滑な実施に必要な事業を着実にを行うための効率的体制を整備し、また馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための補助事業についても、一層の創意工夫を加え実施するとともに、競走馬生産振興に係る補助事業を引き続き実施する。

なお、協会の業務運営については、更なる合理化を進め、新たな組織体制を活力あるものにすべく効率的な執行に努める。

1. 地方競馬の公正確保と円滑な実施

- (1) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し地方競馬主催者に協力する。
- (2) 調教師、調教師補佐及び騎手の養成並びに地方競馬のきゅう務員等の養成及び教育については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場において現地指導を実施する。
- (3) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (4) ダートグレード競走等地方競馬の発展に資すると認められる競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し理事長賞を授与する。
- (5) (財)競馬保安協会が行う調査事業、(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査

事業及び(財)地方競馬共済会が行う共済事業に対し助成する。

- (6) 地方競馬主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。
- (7) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- (8) 地方競馬教養センターの施設の有効利用を図る。

2. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 地方競馬の競走の魅力を高め、地方競馬主催者の事業収支改善に資するため、地方競馬活性化会議及び運営委員会を通じ、地方競馬主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して必要な調整又は助言を行う。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行う。
- (2) 場外施設等、地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備に関する事業を行う。
- (3) コスト削減及び全国的な発売・払戻体制を整備するためのトータリゼータシステムの共有化等、地方競馬に関する調査及び研究を行う。
- (4) 地方競馬主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業について、その経費を補助する業務を行うとともに、これらの業務に附帯する業務を行う。
- (5) 地方競馬主催者から委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合の枠組み等について、調査・研究を行う。
- (6) 地方競馬全体が取り組むべき施策や全国的興行の推進を図るための施策について企画・調査等を行うとともに、ファンのニーズに即し、かつ、全国的な連携・協調を促進するための振興策を推進し、地方競馬主催者の経営改善のための取り組みを支援する。
- (7) 広域及びブロック内の場間場外発売の推進、インターネット投票の拡充を図るため、更なる情報提供の充実に努める。
- (8) 情報資源の活用、開催業務の合理化及び運用経費の削減等を目的として、19年4月から運用した地方競馬情報ネットワークについて運用体制を整備し、更なる有効活用を図る。
- (9) 地方競馬レース映像の場間場外発売を含む場外施設への提供やインターネットによる提供を行っている映像ネットワークについて、更なる有効活用を図る。

- (10) ダート競走の地位及び魅力の向上を図るため、その体系化の更なる整備を図るとともに、地方競馬らしさを強調したレースの実施及び番組の表記の統一等ファンに分かりやすいレース作りを推進する。
- (11) 8回目となるJBC競走の円滑な実施(11月3日、園田競馬場)に向け、具体的な実施計画を立案するための実行委員会を運営する。
- (12) 騎手の更なる流動性を促進するとともに、各種の馬主確保対策を推進する。

3. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施にあつては、地方競馬の厳しい現況を踏まえ、必要な事業に重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助する。
 - ① 馬(軽種馬を除く。以下②～④において同じ。)の登録推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入等の馬の改良増殖推進事業
 - ② 畜産農家に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
 - ③ 馬及び牛をはじめとする各畜種の生産、防疫並びに環境保全等の畜産経営合理化事業
 - ④ その他畜産の振興に係る事業及び馬事・畜産に関する普及啓発を推進するための事業
- (2) 事業の一層の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、実施基準及び事業選定の審議並びに事後評価を行う。

4. 競走馬生産振興事業に対する補助

地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産振興に資するための次の事業について、その経費を補助する。

- (1) 先駆的な軽種馬生産経営に取り組むための担い手経営の組織化等対策事業
- (2) 優良繁殖雌馬の導入、軽種馬生産経営継続のための資金融通、軽種馬の海外流通促進及び軽種馬生産指導者の養成のための研修会の開催等経営基盤の強化対策事業
- (3) 軽種馬の登録推進等の改良増殖推進及び防疫対策事業

5. 広 報

- (1) 地方競馬のイメージアップ及び畜産の普及啓発を図るため、各種広報媒体に対して積極的にニュースリリースするなどの広報活動を実施する。
- (2) JBC等のダートグレード競走を核とした地方競馬の全国的興行を推進するため、主催者等と連携を密にし、統一的な広報の全国展開に協力する。
- (3) インターネットのホームページにおいて地方競馬に関する各種情報や、地方競馬情報処理システムを活用して各競馬場の出走表、オッズ、競走結果、払戻金、騎手や競走馬の成績等の最新情報を提供する。また、ダートグレード競走のオンデマンド映像と併せ、各競馬場のレース映像の提供等新たな取り組みを推進する。また、マスコミ等を通じた地方競馬情報の充実を図るため、地方競馬の競走に係る情報提供を推進する。
- (4) 年間における成績の優秀な競走馬、調教師、騎手等の全国表彰式典（NARグランプリ）を引き続き実施する。

6. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、11月8～14日東京で開催されるアジア競馬会議に協力する他、パリ国際競馬会議等への出席、地方競馬主催者等と外国の競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介、各種の資料・情報の提供等を行う。

7. 監査の実施

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、これらの事業に係る監査を実施する。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するための内部監査を監事監査と連携して実施する。